

関係法令等

目 次

- 岩手県子ども・子育て会議条例 1
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律〔抄〕 3
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営に関する基準 7
- 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する
基準を定める条例 12
- 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する
基準を定める条例施行規則 17
- 幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る方針 . 26

改正

平成26年10月20日条例第102号

岩手県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

岩手県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月20日条例第102号)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による調査審議（同法第17条第3項に係るものに限る。）を行うことができる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
（抄）

（定義）

第二条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

（設置者）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設置等の届出）

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認

可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者がいるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審

議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

- 4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。
 - 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
 - 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
 - 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
- 7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
- 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

附 則

(幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第十...

2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第四十三条第一項中、法第三十...

第四条 小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

府令・省令

○内閣府 文部科学省令第一号 厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

- 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣臨時代理 国務大臣 田村 憲久
厚生労働大臣 田村 憲久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(趣旨) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」といふ)第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(指定都市等)同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。(の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く)については、当該指定都市等。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第十三条第二項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る)、附則第二条第一項及び附則第三条の規定による基準

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第七條第一項から第六項まで、第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二條第八号の規定を準用する部分に限る。)及び第二項(同令第八條ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る)、第十四條、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準

三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る)、第十二條及び第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一條(第四項ただし書を除く)、第十四條の二並びに第三十二條の二(後段を除く))の規定を読み替えて準用する部分に限る。の規定による基準

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く)については、当該指定都市等の長。次条及び第三条において同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準の目的) 第二条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」といふ)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上) 第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準) 第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づき教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。
3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員数は、常時二人を下つてはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二(後段を除く。第七条第三項において同じ。)(の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員
- (園舎及び園庭)
- 第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- 2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びヒに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する同条第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

学級数	面積 (平方メートル)
一 学級	180
二 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

7 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積 (平方メートル)
一 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
二 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第七条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
 - 二 乳児室又はほふく室
 - 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)(の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供については、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供については、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第二十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第八条	入所している者	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員設備及び運営に関する基準第十三条第二項において読み替えて準用する第八条
社会福祉施設	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
利用者	利用者	園児
第十四条の二	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児についてはその保育、以下同じ）並びに子育ての支援
第十四条の三第一項	入所している者	園児
第十四条の三第二項	援助に關し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第三十二条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第三十二条第八号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く）	耐火建築物
第三十二条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十二条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十二条第八号ヘ	乳幼児	園児
第三十二条の二	第十一条第一項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員設備及び運営に関する基準第十三条第一項において読み替えて準用する第十一条第一項
第三十六条	乳幼児	園児
	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八号の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中、他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については、他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については、「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、設備及び職員」とあるのは職員については、「職員」と、設備については、「設備」と、同条中、「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に心じ

とあるのは、「その運営上必要と認められる場合は」と、設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中、「幼児の教育上」とあるのは、「その運営上」と、同条第二項中、「施設及び設備」とあるのは、「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下、「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることとができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることとができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中、「かつ」とあるのは、「又は」とすることができ。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びハに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

<p>第六項 第六項</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>一 学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二 学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	一 学級	180	二 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>読み替える規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼児保育施設(以下「園」という。)を設置する場合における当該幼児保育施設認定(以下「認定」という。))も園に係る第六項第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第七項</p> <p>一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に並び、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二 学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>三 学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	二 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に並び、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二 学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>三 学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	二 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積(平方メートル)																					
一 学級	180																					
二 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$																					
学級数	面積(平方メートル)																					
二 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$																					
三 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$																					
学級数	面積(平方メートル)																					
二 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$																					
三 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$																					

<p>第六項 第七項</p> <p>一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に並び、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二 学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>三 学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	二 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼児保育施設(以下「園」という。)を設置する場合における当該幼児保育施設認定(以下「認定」という。))も園に係る第六項第三項、第六項及び第七項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼児保育施設認定(以下「認定」という。))も園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>一 園児が安全に移動できる場所であること。</p> <p>二 園児が安全に利用できる場所であること。</p> <p>三 園児が日常的に利用できる場所であること。</p> <p>四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p>	<p>省 令</p> <p>○文部科学省令第二十一号 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十七条第一項及び第二項並びに学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)第四条第一項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成二十六年四月三十日 文部科学大臣臨時代理 国務大臣 田村 憲久</p> <p>学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項第一号中、「体重及び座高」を、「及び体重」に改め、同項第三号中「脊柱」を「脊柱」に改め、有無の下に、並びに四肢の状態を加え、同項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第三項第二号及び第三号中、「及び第七條第六項」を、「第七條第六項及び第十一條」に改め、同条第四項中、「小学校の第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校」の全学年において、第十一号に掲げるものを「及び、第一号」を削り、「第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改め、「(第一号にあつては、座高に限る。)」を削る。 第七條第二項中、「及び、靴下」を「靴下」に、「両上肢」を「両上肢」に改め、同条第四項を次のように改める。 4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。 第七條第六項中、「この条」の下に、「及び第十一條」を加え、同条第八項を削り、同条第九項中、「寄生虫卵の有無の検査」を削り、同項を第八項とする。</p>
学級数	面積(平方メートル)							
二 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
三 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則（第3条）

第3章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の別段の定め

第1節 医療保護施設及び授産施設の運営に関する基準（第4条・第5条）

第2節 特別養護老人ホームの設備に関する基準（第6条）

第3節 指定介護老人福祉施設の事業者の要件及び設備に関する基準（第7条・第8条）

第4節 認定こども園の認定の要件（第9条）

第5節 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準（第10条）

第4章 補則（第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医療法（昭和23年法律第205号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定により、社会福祉施設等の事業者及び認定の要件並びに設備、運営等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表の社会福祉施設等の欄に掲げる施設及び事業をいう。

第2章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則

第3条 社会福祉施設等についてそれぞれ別表の法律の規定の欄に掲げる規定により条例で定めることとされている同表の要件及び基準の欄に掲げる要件及び

基準については、この条例（この条例の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に別段の定めがあるものを除き、同表の法令等の欄に掲げる法令等（当該法令等の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に定めるものをもって、その要件及び基準とする。

第3章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の別段の定め

第1節 医療保護施設及び授産施設の運営に関する基準

（医療保護施設の運営の基準）

第4条 別表5の項に掲げる医療保護施設は、医療法その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

（授産施設の運営の基準）

第5条 別表5の項に掲げる授産施設の規模に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）

第23条第2項の規定の適用については、同項中「授産施設」とあるのは、「授産施設（法第38条第1項第4号に規定する授産施設に限る。）」とする。

第2節 特別養護老人ホームの設備に関する基準

第6条 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの規定の適用については、これらの規定中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下」とする。

第3節 指定介護老人福祉施設の事業者の要件及び設備に関する基準

（指定介護老人福祉施設の事業者の要件）

第7条 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設の指定に係る介護保険法第86条第1項に規定する条例で定める入所定員の数は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の設備の基準）

第8条 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

第3条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下」とする。

第4節 認定こども園の認定の要件

第9条 別表22の項に掲げる認定こども園は、原則として全ての開園日において、子育て支援事業として教育・保育相談事業（認定こども園法第2条第12項に規定する地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるもののうち知事が定めるものをいう。）を実施しなければならない。

第5節 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準

第10条 前条の規定は、別表23の項に掲げる幼保連携型認定こども園における子育て支援事業の実施について準用する。

第4章 補則

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(認定こども園の認定の要件を定める条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）
- (2) 医療法施行条例（平成24年岩手県条例第69号）
- (3) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第70号）
- (4) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第71号）
- (5) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第72号）
- (6) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第73号）
- (7) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）
- (8) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第75号）
- (9) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第76号）
- (10) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第77号）
- (11) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）
- (12) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）
- (13) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号）
- (14) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）
- (15) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号）
- (16) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号）
- (17) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第84号）
- (18) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第85号）
- (19) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第86号）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）

- (21) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第88号）
- (22) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩手県条例第103号）
- (23) 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第19号）

(特別養護老人ホームの設備に関する基準に係る経過措置)

3 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「第11条第4項第1号及び第55条第4項第1号」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）第6条の規定により読み替えて適用される第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ並びに第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハ」と、「4人」とあるのは「原則として4人」とあるのは「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同条第2項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とあるのは「原則として4人以下」とあるのは、「8人以下」とする。

4 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号）附則第2条第2項の規定の適用については、同項中「新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）第6条の規定により読み替えて適用される特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの」と、「新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「これらの規定中「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(指定居宅サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置)

5 別表10の項に掲げる指定居宅サービスの事業のうち、復興推進事業（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業をいう。以下同じ。）として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画（同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画をいう。以下同じ。）に定められた区域内に存する指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う事業所であつて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものと知事が認めるものの設備に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第77条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

(指定介護老人福祉施設の設備に関する基準に係る経過措置)

6 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第4条の規定の適用について

は、同条第1項中「第3条第1項第1号」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）第8条の規定により読み替えて適用される第3条第1項第1号イ及び同号ロ」と、「4人」とあるのは「原則として4人」とあるのは「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同条第2項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とあるのは「原則として4人以下」とあるのは、「8人以下」とする。

7 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第3条第2項の規定の適用については、同項中「新介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）第8条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号イ」と、「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

（指定介護予防サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置）

8 別表14の項に掲げる指定介護予防サービスの事業のうち、復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う事業所であつて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものの設備に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第80条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

（療育センター条例の一部改正）

9 療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（利用料金）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>	<p>（利用料金）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>

<p>（3） 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 通所特定費用のうち指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第24条第3項及び第61条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>（4） 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 入所特定費用のうち指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号）第55条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>（5） 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定費用のうち指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第84条第3項及び第105条第3項並びに指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号）第22条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>（6） [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>（3） 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 通所特定費用のうち社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「社会福祉施設等要件等条例」という。）第3条の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>（4） 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 入所特定費用のうち社会福祉施設等要件等条例第3条の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>（5） 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定費用のうち社会福祉施設等要件等条例第3条の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>（6） [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表（第2条、第3条関係）

社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
1 指定通所支援（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定	児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号	児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づ

通所支援をいう。以下同じ。)及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項	の要件並びに指定通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準	く指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
2 指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)	児童福祉法第24条の9第3項において準用する同法第21条の5の15第3項第1号並びに同法第24条の12第1項及び第2項	児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の事業者の要件並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準	児童福祉法施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)
3 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)	児童福祉法第45条第1項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
4 病院及び診療所	医療法第7条の2第4項、第18条、第21条第1項第1号及び第12号並びに同条第2項第1号及び第3号	既存の病床数及び申請に係る病床数の補正、専属の薬剤師の配置、病院及び療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数並びに病院及び療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に関する基準	医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
5 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設	生活保護法第39条第1項及び社会福祉法第65条第1項	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準
6 婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)	社会福祉法第65条第1項	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)
7 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)	社会福祉法第65条第1項	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)
8 養護老人ホーム(老人福祉法第	老人福祉法第17条第1項	養護老人ホームの設備及び運営に関	養護老人ホームの設備及び運営に関

20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)		する基準	する基準(昭和41年厚生省令第19号)
9 特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)	老人福祉法第17条第1項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
10 指定居宅サービス(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	介護保険法第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項	介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
11 指定介護老人福祉施設(介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)	介護保険法第88条第1項及び第2項	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
12 介護老人保健施設	介護保険法第97条第1項から第3項まで	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
13 介護医療院	介護保険法第111条第1項から第3項まで	介護医療院の設備及び運営に関する基準	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)
14 指定介護予防サービス(介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの事業	介護保険法第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項	介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	介護保険法施行規則及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
15 指定介護療養型医療施設(健康	健康保険法等の一部を改正する法律	指定介護療養型医療施設の設備及び	健康保険法等の一部を改正する法律

保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）	附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第1項及び第2項	運営に関する基準	附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
16 指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（同号イに規定する基準該当事業所により行われるものに限る。）の事業	障害者総合支援法第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項	障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
17 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）	障害者総合支援法第38条第3項において準用する障害者総合支援法第36条第3項第1号並びに障害者総合支援法第44条第1項及び第2項	指定障害者支援施設の事業者の要件並びに設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
18 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。以下同じ。）	障害者総合支援法第80条第1項	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働

			省令第174号)
19 地域活動支援センター	障害者総合支援法第80条第1項	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）
20 福祉ホーム	障害者総合支援法第80条第1項	福祉ホームの設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）
21 障害者支援施設	障害者総合支援法第84条第1項	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
22 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）	認定こども園法第3条第1項及び第3項	認定こども園の認定の要件	認定こども園法（第3条第2項及び第4項に限る。）及びこれらの規定により主務大臣が定める基準
23 幼保連携型認定こども園	認定こども園法第13条第1項	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（第3条、第8条第2項及び第13条第1項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条及び第5条第4項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)

第2条 条例別表10の項の社会福祉施設等の欄に掲げる指定居宅サービスに係る同項の法令等の欄に掲げる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第95条第4項の規定による届出は、別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書により行わなければならない。

2 前項の届出をした指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者（次項において「届出指定通所介護事業者」という。）は、前項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の届出書により当該届出に係るサービスを提供する指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

3 届出指定通所介護事業者は、指定居宅サービス等基準第95条第4項の届出に係るサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの休止（廃止）届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

(認定こども園の職員資格の特例の承認の申請)

第3条 認定こども園の設置者は、条例別表22の項の法令等の欄に掲げる法令等の規定に基づき、保育士の資格のみを有する者を学級を担任する職員としようとするとき又は幼稚園教員免許状のみを有する者を満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日8時間程度利用する子どもの保育に従事する者としてしようとするときは、別に定める様式による職員資格特例承認申請書を知事に提出しなければならない。

(認定こども園等の教育・保育相談事業)

第4条 条例第9条（条例第10条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号に掲げる事業とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第15号）

(2) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第39号）

(3) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第40号）

(4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第41号）

(5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第42号）

(6) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第43号）

(7) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第44号）

- (8) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第45号）
 - (9) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第46号）
 - (10) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第47号）
 - (11) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第48号）
 - (12) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）
 - (13) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第50号）
 - (14) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第51号）
 - (15) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第52号）
 - (16) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第53号）
 - (17) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第54号）
 - (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）
 - (19) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第56号）
 - (20) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第4号）
 - (21) 認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第16号）
 - (22) 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年岩手県規則第28号）
- （医療法施行細則の一部改正）

3 医療法施行細則（昭和30年岩手県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）並びに<u>医療法施行条例（平成24年岩手県条例第69号。以下「条例」という。）</u>を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除</p> <p style="text-align: center;"><u>（病院の施設の構造設備の基準）</u></p> <p>第3条 条例第6条第1項に規定する病院の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。</u></p> <p>(2) <u>談話室 療養病床の入院患者がその家族又は他の入院患者との談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。</u></p> <p>(3) <u>食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準)

第4条 前条第2号から第4号までの規定は、条例第8条第2項の規定による規則で定める療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準について準用する。

(申請書、届書の様式)

第5条 [略]

(検査の申請)

第6条 [略]

(使用許可証の様式)

第7条 [略]

(書類の経由)

第8条 法、政令及び省令による知事に提出する申請書又は届書はすべて所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 [略]

(医療法施行細則等の廃止)

2 [略]

(経過措置)

3 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）

による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年省令」という。）の施行の日以前から存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であつて、平成13年省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年省令」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる平成10年省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号。以下「平成5年省令」という。）附則第6条の規定の適用を受けている病院（平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第3条第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、同条第2号から第4号までの規定は、適用しない。

(申請書、届書の様式)

第2条 [略]

(検査の申請)

第3条 [略]

(使用許可証の様式)

第4条 [略]

(書類の経由)

第5条 法、政令及び省令による知事に提出する申請書又は届書は全て所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

1 [略]

2 [略]

4 平成13年省令の施行の日以前から開設されている診療所の建物（平成13年省令の施行の日以前から存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年省令第8条の規定による改正前の平成10年省令附則第6条の規定の適用を受けている診療所（平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第4条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

4 看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（規則で定める施設等）</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）第65条</u>に規定する自閉症児をいう。）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>（4）～（7） [略]</p> <p>（8） 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第71号）附則第2項第1号</u>に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。）</p> <p>（9）～（11） [略]</p> <p>（12） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練（<u>指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第142条</u>に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。）に限る。）を行う事業所</p>	<p>（規則で定める施設等）</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項</u>に規定する自閉症児をいう。）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>（4）～（7） [略]</p> <p>（8） 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号</u>に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。）</p> <p>（9）～（11） [略]</p> <p>（12） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の6第1号</u>に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。）に限る。）を行う事業所</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

5 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）						別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）								
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考	
			副局長	部長	センター室の長					副局長	部長	センター室の長		
[略]						[略]								
36	[略]	[略]					36	[略]	[略]					
							36の2	社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）の施行に関する事務	別表3の項の法令等の欄に掲げる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項	児童の遊びを指導する者の認定	○	○	○	1 部長にあっては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター室の長にあっては、花

<u>援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）の施行に関する事務</u>								
51 [略]	[略]						51 [略]	[略]
[略]								
67の3 [略]	[略]						67の3 [略]	[略]
<u>68 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の施行に関する事務</u>	<u>第51条第2項</u>	<u>児童の遊びを指導する者の認定</u>	○	○	○	<u>1 部長にあっては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。</u> <u>2 センター所長にあっては、花巻保健福祉環境セ</u>		

							<u>ンタ</u> <u>ー所</u> <u>長及</u> <u>び一</u> <u>関保</u> <u>健福</u> <u>祉環</u> <u>境セ</u> <u>ンタ</u> <u>ー所</u> <u>長を</u> <u>除く</u> <u>。</u>			
69	[略]	[略]						68	[略]	[略]
[略]							[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。										

幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る方針

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画 (2020～2024)

令和2年3月

岩 手 県

計画策定の趣旨

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定する都道府県計画です。

本計画では、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第3条の基本理念を基本的な考え方としています。

1 区域の設定

(1) 設定区域の趣旨

区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。

(2) 設定区域の内容

県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。

(3) 設定区域の状況（区域名）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市
陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町
岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町
山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

2 各年度の量の見込と提供体制、実施時期

(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1-1及び別表1-2の「量の見込」欄のとおりとします。

なお、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあつては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表1-1及び別表1-2の「確保の内容」欄のとおりとします。

3 認定こども園の普及

(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)

(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表2のとおりとします。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。

そのため、県は、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助

金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。

また、幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

本県においては、これまでも園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まることから、同研修の充実に努めます。

(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

ア 基本的考え方

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児保育事業等）は、子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て家庭を対象に、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業であり、住民のニーズに応じた適切な事業が実施されることが必要です。

イ 推進方策

各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。

また、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターの体制整備、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。

特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策

幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。

県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

別表 2

設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

(単位：箇所)

	区域名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	未定	計
1	盛岡市	4	-	-	-	-	-	4
2	宮古市	-	-	-	-	-	-	-
3	大船渡市	2	2	-	-	-	-	4
4	花巻市	-	2	2	-	-	-	4
5	北上市	-	2	-	-	-	3	5
6	久慈市	-	-	-	-	-	-	-
7	遠野市	-	-	-	-	-	-	-
8	一関市	3	-	-	-	-	-	3
9	陸前高田市	-	-	-	-	-	-	-
10	釜石市	-	-	-	-	-	-	-
11	二戸市	-	-	-	-	-	-	-
12	八幡平市	2	-	-	-	-	-	2
13	奥州市	1	-	-	-	-	5	6
14	滝沢市	1	-	-	-	-	-	1
15	雫石町	-	-	-	-	-	1	1
16	葛巻町	-	-	-	-	-	-	-
17	岩手町	-	-	-	-	-	-	-
18	紫波町	-	-	-	1	-	-	1
19	矢巾町	-	-	-	-	-	-	-
20	西和賀町	-	-	-	-	-	-	-
21	金ヶ崎町	2	-	-	-	-	-	2
22	平泉町	-	-	-	-	-	-	-
23	住田町	-	-	-	-	-	-	-
24	大槌町	1	1	-	-	-	1	3
25	山田町	-	1	-	-	-	-	1
26	岩泉町	-	-	-	-	-	-	-
27	田野畑村	-	-	-	-	-	-	-
28	普代村	-	-	-	-	-	-	-
29	軽米町	-	1	-	-	-	-	1
30	野田村	-	-	-	-	-	-	-
31	九戸村	-	-	-	-	-	-	-
32	洋野町	2	1	-	-	-	-	3
33	一戸町	-	-	-	-	-	1	1
	県計	18	10	2	1	-	11	42

【算定の考え方】 幼稚園、保育所の意向を踏まえて設定しています。